



# 動物愛護週間

# 回覧

9/20~9/26



## 法改正による 厳罰化

【動物の遺棄・虐待は犯罪です!】

殺傷→5年以下の懲役・500万以下の罰金

遺棄・虐待→1年以下の懲役・100万以下の罰金

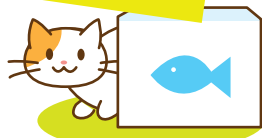
愛護動物の遺棄・虐待・飼育放棄などを目撃したら警察へ通報しましょう

## 大洗町独自の 取り組み

不幸な猫を増やさないために【公益財団法人どうぶつ基金※1】の実施する「さくらねこ無料不妊手術事業※2」に参加し、茨城県動物愛護推進員、動物保護活動を行う個人・団体ボランティアと連携してTNR事業を行っています。

(令和元年度~3年現在までのべ182頭の実績)

## TNR事業 とは???



捕獲して  
**T**rap



避妊去勢手術して  
**N**euter



元の場所に戻します  
**R**eturn

避妊去勢をすることにより、猫の繁殖力を抑え、不幸な猫を自然に減らしていくことができます

※1 公益財団法人どうぶつ基金とは

動物の適正な飼育法の指導・動物愛護思想の普及等を行い、環境衛生の向上と思いやりのある地域社会の建設に寄与することを目的とする団体です。※2 獣医師への交通費等、多少の実費(2000円前後)は発生いたします。

## 人と動物 共生のために

「ゴミを荒らされる」「花壇や敷地内で排泄される」等  
飼い主のいない猫への苦情が多発しております  
ご近所迷惑につながる無責任な餌やりはやめましょう

- ① 外猫の避妊去勢手術をしましょう→無秩序な繁殖を減らしていきましょう
- ② 自宅敷地内でのみ餌を与えましょう→他の住人の迷惑です
- ③ 餌の放置はやめましょう→カラスなどが寄ってきます
- ④ 猫のトイレ場をつくってあげましょう→ふん害を予防できます



動物が嫌いな人も、好きな人も、仲良く暮らせる優しい町を目指しましょう

問合せ 生活環境課 (内線 243 ~ 245)